



Midori Information



「みどり通信」は、熊本県農村振興局や市区町村、水土里ネットなどの職員の皆さんに、農業・農村に関する様々な情報をお届けするものです。

Information

☐ 巻頭言

熊本県土地改良事業団体連合会

常務理事

久保田 修

Topics

水土里ネット熊本からの情報

☐ 全国水土里ネット表彰式

☐ あさぎり GO!!農's フェスタ in 岡原が開催

☐ 土地改良法等の一部を改正する法律案

☐ 今後のイベント

Magazine

☐ 「進藤金日子メールマガジン」VOL.94

☐ 「宮崎雅夫メールマガジン」VOL.71

食料農業農村基本法の改正を受けて、土地改良法の改正案が可決成立し
令和7年4月1日に施行されました。



熊本県土地改良事業団体連合会
常務理事
久保田 修

四

月に入っただけの急激な気温上昇で一気に春が到来し、過ごしやす日々が続いております。一方、内外をみま

すと米国大統領が貿易相手国に対して発動した相互関税、いわゆる“トランプ関税”のニュースが毎日のように取り上げられ、また、国会においては政治資金の問題で議院運営が混とんとする中、年度末の土壇場で令和7年度国の予算がようやく成立するなど、今後の社会生活に不安を感じるような出来事が重なっておりますが、皆様におかれましては、益々御健勝のことと拝察いたします。また、日頃より本会に対しての格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、本年度は当初から我々土地改良（農業農村整備）に携わる者にとって、農業農村政策での極めて大きな動きがありました。食料農業農村基本

法の改正を受けて、土地改良法の改正案が可決成立し令和7年4月1日に施行されました。主な改正の概要は、以下のとおりです。

- ① 改正食料農業農村基本を踏まえ、土地改良法の目的に「保全」を明記
- ② 基幹的水利施設の計画的更新に向けた国や都道府県の発意による事業化
- ③ 農業水利施設の保全に向け、土地改良区を中心に市町村やJA等が参加して合意形成を図る「水土里ビジョン」作成の導入と補助率高上げ支援
- ④ 緊急性の高い自然災害による復旧（急施）に係る改良復旧の拡充措置
- ⑤ 少子高齢化による人口減少社会を踏まえたスマート農業の導入支援

なお、この改正前の審議（参議院農林水産委員会）において、宮崎参議が質問に立たれ、国等の発意による事業の実施については適用範囲の拡充や地財措置等による農家負担の軽減を、また今回改正の目玉である水土里ビジョンの策定導入については、区域設定に係る国のサポートや市町村・土

地改良区の意向尊重及び各都道府県でのモデル地区設定を、さらに物価高騰対策については、農業用資機材や人件費対策の上昇への対応策等を、極めて重要な提言がなされました。今後は、本改正法に基づき策定が進められている「土地改良長期計画（R7～R12）」にどのように反映されるか、機会を捉えて注視していく必要があります。

以

上土地改良行政をめぐると大きな動きをお伝えしましたが、県内に目を向けますと多彩なくまもと農業の基盤である排水対策の計画的推進、熊本地震から9年経過した今も頻発する自然災害に対する防災減災対策の強化をはじめ、直視すべき現状と様々な課題が横たわっています。この課題を乗り越えるためには、やはり熊本県との緊密な連携のもと、我々の思いや考えを全国の仲間とともに積極的かつ具体的に政府や国に対して発信するとともに、その声を“土地改良の代表者”が自ら国政の審議の場に届け、より一層の施策拡充と十分な予算確保に反映させてもらわな

ければなりません。そのためには、今夏に行われる参議院通常選挙において、「戦う土地改良」の代表として2期目の挑戦をされる宮崎雅夫（みやざきまさお）参議…「熊本は第二の故郷」を自認するくまもとの農業農村を熟知したまさにスペシャリスト、組織の代表として最も相応しい宮崎先生を我々が一致団結して強力に支援し、何としても国政の中枢に確実に送り込む事が必要不可欠です。

最

後になりましたが、本会の基本は、申し上げるまでもなく各組織の安定運営と充実した会員支援。このことを着実に遂行できるよう、まずは夏の決戦に向けて皆様とともに総力を挙げて尽力して参ることを宣誓し、新年度にあたっての御挨拶と致します。皆様、粉骨碎身の覚悟で頑張りましょう!!

2025年4月吉日

熊本県土地改良事業団体連合会

常務理事

久保田 修



全国水土里ネット表彰式



令和7年3月26日（火）に東京都千代田区「砂防会館別館（シェーンバッハ・サポー）」
で**全国水土里ネット表彰式**が開催されました。



農業農村整備事業優良地区コンクール （中山間地域等振興部門）

— 農林水産省農村振興局長賞 —
「^{みょうが}名ヶ地区土地改良推進協議会」
代表者 西田 豊和様

誠におめでとうございます



第65回土地改良功労者等表彰

— 全土連会長賞（個人） —
「護川土地改良区」
理事長 今村 達也様
「泗水町土地改良区」
事務局長 松岡 里美様
「相良村土地改良区」
事務局長 池田 真一郎様

— 全土連会長賞（団体） —
「ひとよし土地改良区」
事務局長 秋山 翔太様
（代理出席）

水土里ネットからの情報

あさぎり GO!!農's フェスタ in 岡原が開催

令和7年3月30日（日）にあさぎりGO!!農'sフェスタin岡原が、あさぎり町「森園カントリーパーク」で開催されました。町内の農家チーム「あさぎりGO!!農's」の主催で企画・運営するこの春のお祭りは、今年で3回目の開催となります。



この催しは岡原地区の活性化を目的に開催され、ステージイベントや展示コーナー、フードコーナー、豪華景品など盛り沢山の内容となり、野菜の配布や、ポニーの乗馬体験、農機具の体験乗車なども行われました。

会場ブース内では「百太郎溝土地改良区」及び「幸野溝土地改良区」が後援となり、田んぼダムに関連するパネルの展示やジオラマを用いた普及活動が展開され、会場は来場者も多く、終日賑わいを見せていました。





令和7年4月1日に本会の新規採用職員の入会に伴い、辞令交付式が執り行われました。



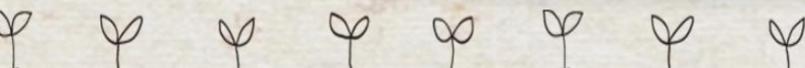
前列左より 新田主任（新）、田原主事（新）、下石技師（新）、高野技師（新）、吉村技師（新）、西生技師（新）、栗原技師（新）、清田技師（新）、本田主任（新）【（新）は新規採用職員】

本年度は9名の新規職員が採用されました。

これから各々の所属部署において技術力向上に励んで参りますので、どうぞよろしく願いたします。



辞令交付式の様子



土地改良法の一部を改正する法律案
が令和7年3月31日に成立・公布され、
令和7年4月1日に施行されました。

詳細はこちら

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/250214.html>

土地改良法等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 標準耐用年数を超過する基幹的農業水利施設が大半を占めていく中、その計画的な更新が必要。
- また、地域の農業水利施設等の保全に関する共同活動が将来的に立ちゆかなくなる可能性もあることから、適切かつ継続的な保全体制の確立が急務。
- 災害の激甚化及び頻発化、施設の老朽化等によるリスクの増加を踏まえ、土地改良施設の被害について事前の対策と事後的な対応を拡充する必要。
- 農業者が減少する中で、地域の実情を踏まえたきめ細かな基盤整備や、スマート農業の導入等のための情報通信基盤の整備の促進が必要。
- こうした背景から、食料・農業・農村基本法に農業生産の基盤の整備に加えて「保全」に必要な施策を講ずることが明記されたところ。

既に標準耐用年数を超過した施設
全国全体の53% (12,413か所)



さらに今後10年のうちに標準耐用年数を超過する施設を加えると
全国全体の69% (16,248か所)

法律案の概要

1. 目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し (第1条及び第4条の2関係)

改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して、目的及び土地改良長期計画に係る規定を見直し

2. 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置 (第87条の2関係)

農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により、基幹的な農業水利施設(頭首工、用水機場等)の更新事業を実施できる制度の創設

3. 地域の農業水利施設等の保全に関する措置 (第57条の11から第57条の15まで関係)

- 土地改良区が、市町村その他の関係者と連携して、「連携管理保全計画」を作成し、都道府県知事の認可を受け、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みを創設
- 認可を受けた計画に基づく土地改良区の合併について手続を簡素化 等

地域の関係者が議論する枠組み



4. 防災・減災、国土強靱化のための措置

- 急施^(※)の防災事業について、**損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等の事業を追加** (第87条の4関係)
 - 急施の復旧事業について、
 - 原形復旧だけでなく**再度災害の防止のための事業を追加**
 - 突発事故被害と類似の被害を防止するための事業を追加** (第49条及び第87条の5関係)
- (※ 急施：農業者の申請・同意なく特例的に急速に事業実施できる手続)

農業水利施設における再度災害の例



5. スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置

- 農地中間管理機構関連事業^(※)の拡充 (第87条の3、第96条の4、農業経営基盤強化促進法第22条の6及び農地中間管理事業法第8条関係)
(※ 農地中間管理機構関連事業：農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする、農業者の費用負担によらない土地改良事業(事業実施主体：都道府県))
 - 都道府県に加え**市町村**を事業実施主体に追加
 - 賃借権等に加え農地中間管理機構が**所有権**を有する農用地を対象に追加
- 情報通信環境整備事業の創設 (第57条の9及び第57条の10関係)
 - 土地改良区が、都道府県知事の認可を受けて**情報通信環境を整備する事業を創設**



ほ場の大区画化・情報通信基盤の整備



自動走行農機の導入 ドローンの活用

6. その他の所要の措置 (第18条、第88条等関係)

土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置

施行期日

令和7年4月1日



今後のイベント



水土里ネットからの情報



大会テーマ

水を利用して土を活かす
さがで語ろう故郷の未来



第47回 全国土地改良大会
佐賀大会



土地改良大会の開催

第47回全国土地改良大会が佐賀のSAGAアリーナで開催されます。

日時：令和7年10月15日（水）

場所：SAGAアリーナ

特設ページ：<https://www.midorinet-saga.jp/47-tochikairyō-taikai/>



リンク一覧



- 水土里ネット熊本平野南部
<https://kumamotoheiya.com/>
- 水土里ネット熊本市西南ホームページ
<http://midorinet-km.jp/>
- 水土里ネット小川フェイスブックページ
<https://www.facebook.com/小川町土地改良区水土里ネット-おがわ-979064688835896/>
- 水土里ネット美里ホームページ
<http://misato-midori.net/>
- 水土里ネット玉名平野ホームページ
<http://www.tamana-heiya.jp/>
- 水土里ネットおおきくホームページ
<http://ookiku.jp/>

県内水土里ネットホームページ、ブログ、フェイスブック一覧や最新のブログ等の更新状況をご紹介します。



- 水土里ネット一の宮ホームページ
<http://www.aso.ne.jp/~itidokai/top.html>
- 水土里ネット阿蘇ホームページ
<http://www.aso.ne.jp/~aso-toti/>
- 水土里ネット八代平野北部ホームページ
<http://yatsushiro-heiya.jp/>
- 水土里ネット百太郎溝フェイスブックページ
水土里ネット百太郎溝（百太郎溝土地改良区） | Yamae-mura Kuma-gun Kumamoto | Facebook
- 水土里ネット幸野溝ホームページ
<http://www.kounomizo.jp/>



その他

水土里名吐熊本
(熊本県土地改良事業団体連合会)
総務企画課 企画広報係
豊住 菜奈 (とよずみ まな)
Tel : 096-348-8801
Fax : 096-348-8011
Mail : toyozumi-ma@higosanae.or.jp
HP : <https://www.higosanae.or.jp>

「みどり通信」で紹介してほしいイベントやホームページ、ブログなどがあれば、ぜひ本会まで気軽にご連絡ください。配信先のメールアドレス変更等は、下記まで宜しくお願いします。

HPの2次元コードはこちら



Snap Shot

